平成２１年（フ）第１１０３０号
東京都青梅市東青梅２丁目16―７　ＯＧＹビル３階
債務者　大野　和昭
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１０３８号
東京都江東区北砂７丁目７―１―1208
債務者　後藤　至宏
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１０４０号
東京都北区王子３丁目11―１―101
債務者　大塚　留幸
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１０８０号
神奈川県大和市西鶴間５丁目１―25―312
債務者　望月　廣美
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１０８１号
神奈川県大和市西鶴間５丁目１―25―312
債務者　望月　良子
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１０８５号
東京都中野区本町４丁目24―16
債務者　工藤　久子
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１０８９号
東京都足立区栗原３丁目26―１　第２ふそうビル501
債務者　唐牛　　勇
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１０９０号
千葉県千葉市美浜区幸町１丁目５―３―1308
債務者　蓑島　早苗
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１０９１号
東京都小平市小川東町１丁目30―９―705
債務者　狩野　友大
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１０９３号
東京都調布市西つつじケ丘４丁目23―44―106
債務者　平林　祐太
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１０９８号
東京都八王子市鑓水428光華寮
債務者　西尾加代子（旧姓中村・定免・大野）
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１０９９号
神奈川県厚木市妻田南１丁目23―14―402
債務者　重田　　学
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０８４号
横浜市港南区日野１丁目18番９号　ＫＳハイム102号
債務者　早野　秀彦
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月21日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２４１号
横浜市保土ケ谷区瀬戸ヶ谷町298番地８　シュロス保土ヶ谷210号、住民票上の住所横浜市保土ケ谷区月見台29番16―205号
債務者　遠藤　寿子
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４８８号
横浜市磯子区西町９番16号
債務者　大河原美雪
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７０号
栃木県大田原市浅香２丁目3392番地９、前住所栃木県大田原市美原３丁目3336番地６　パークサイド木村１号
債務者　小川　幸江（旧姓大森）
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月21日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部